

令和6年 第10回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 審議結果	4
○ 会議の顛末（速記録）	5 ～ 25

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和6年5月15日（水） 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第16号	川西市立小中学校および幼稚園等空調設備整備 P F I 事業に係る事業契約の変更について	
5	議案第17号	川西市立学校のあり方審議会への諮問について	
6	議案第18号	社会教育委員会の委嘱について	
7	諸報告	令和6年4月待機児童数について	
8	議案第19号	令和7年度使用教科用図書採択に関する方針及び 組織について	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐 々 木 歌 織

委 員 倉 見 昇 一

※上記のうち、佐々木 歌織委員については、日程第8 議案第19号 会議非公開後に退席

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中西 哲
教 育 推 進 部 理 事	下内 卓夫
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 推 進 部 副 部 長	岩脇 茂樹
教 育 総 務 課 長	田中 秀弥
教 育 政 策 課 長	富本 幸二郎
教 育 推 進 部 副 部 長	上西 浩之
(教育保育職員・入園所相談担当)	
教 育 推 進 部 副 部 長	西山 晋司
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 保 育 課 長	三石 基文
入 園 所 相 談 課 長	橋川 貴夫
市 民 環 境 部 副 部 長	藪内 寿子
(生涯学習・図書館・公民館担当)	
生 涯 学 習 課 長	木田 愛子

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	石黒 未央
---------------	-------

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 16	川西市立小中学校および幼稚園等空調設備整備 P F I 事業に係る事業契約の変更について	6.5.15	6.5.15	可決
議案 17	川西市立学校のあり方審議会への諮問について	6.5.15	6.5.15	可決
議案 18	社会教育委員会の委嘱について	6.5.15	6.5.15	可決
議案 19	令和7年度使用教科用図書採択に関する方針 及び組織について	6.5.15	6.5.15	可決

[開会 午後2時00分]

石田教育長 ただ今より、令和6年第10回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

まず初めに、本日の出席者をご報告いたします。本日は全員出席でございます。

倉見委員と、佐々木委員につきましては、オンラインでの出席でございます。佐々木委員、入室確認をお願いいたします。

佐々木委員 はい。佐々木入室しました。お願いします。

石田教育長 はい。倉見委員、入室確認をお願いします。

倉見委員 はい。入室しております。よろしくお願いいたします。

石田教育長 はい。映像および音声により、委員本人であること、また、相互間での映像および音声の送受信が適正に行われていることを確認できました。

なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長
（田中） 本日の事務局職員の出席についてご報告申し上げます。
本日は、議題に係る職員が全員出席でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配布しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。

教育長において、坂本委員、治部委員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

では、次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調整し、第8回定例会と第9回臨時会の議事録の写しをお手元に配布しております。

事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長
（田中） それでは、まず第8回定例会につきまして、ご説明申し上げます。
第8回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、

2 ページに出席者、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに議案等審議結果、5 ページから 10 ページまでが議事録となっております。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調整させていただきます。

最後に、署名委員は、第 8 回定例会を治部委員と佐々木委員。
第 9 回臨時会を佐々木委員と坂本委員よりご署名を頂戴しております。
以上でございます。

石田教育長

説明は終わりました。
ただ今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。
それでは、お諮りいたします。
第 8 回定例会、第 9 回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。
よって、議事録につきましては承認されました。
では次に、日程第 3 「教育委員の活動について」であります。
事務局から報告をお願いします。

教育推進部長
(中西)

それでは 4 月分の教育委員の皆さまの活動についてご報告いたします。
坂本委員におかれましては、兵庫県教育委員会連合会理事会に、ご出席いただきました。
主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長

ありがとうございます。
そしたら、各教育委員のほうから、活動も含めてトピックを頂きたいなというふうに考えております。
まず、坂本委員、何かあるでしょうか。

坂本委員

坂本です。
私は、4 月は常任理事会のほうに出席させていただきまして、明日また常任理事会の後、教育委員会連合会の総会のほうに出席してまいります。
近所のお子さんたち、小学生、中学生の子どもさんとお話する場面が多いので、新学期どうかなっていう話を聞いたんですけど、近く小学校は下

校時間が短くなったということで、少し子どもたちは元気がキープできてるなっていうふうに感じてます。

色々組み替えとかで大変かと思うんですけど、子どもたちが元気にまた次の日来れるっていうのは凄くいいことだと思うので、良い取り組みだと思っています。 以上です。

石田教育長

はい。ありがとうございました。

下校時間が多分早くなってるのは、今、小学校で教育課程の編成を工夫しているということで、前年度、多田小学校が割と、子どもの下校時間とか活動時間の見直しを含めた取り組みをしたわけですが、今年度いくつかの学校でそういった形を踏襲したりとか、学校独自に教育課程を組まれてるということで、割と学校それぞれでボトムアップの形で教育課程を編成してるということです。

教育委員会と事務局としても、その情報を頂きながら考えています。

多田小学校については、他市町からの視察もあって、そういう取り組みについて興味を持っていただけてるということです。

ありがとうございました。そしたら治部委員、お願いします。

治部委員

最近、他市の幼児教育センターの方とお話をする機会があって、そこで、幼児教育のうちにどんな学びをしていくと、より人格形成に良い影響を与えていくのかみたいな、そんな議題を持って今、議論をしたりしているんです。最近、どの小中学校も、子どもファーストという言葉を宣言してくれる学校長の方が多くて、ほんとうにありがたいなと思っています。

ただ、その一方、子どもファーストとは言うものの、何をすればいいのかがまだ見えづらいところがあるようですし、幼児教育における子どもファーストと学校教育における子どもファーストがどのくらい関連しているのかも、今後も検討していきたいとの意見があるようでした。

今後、学校の先生が見ている教育的、発達のビジョンと、幼児教育の方たちが支えている発達支援がつながり、相互理解に至ることを願い、今後連携しながら繁いでいきたいと。

そんなときに、最大のキーワードって何だろうって話になったんですけど、「安心」のキーワードで今回は意見が一致したという、そんな話です。

何をもって子どもたちは安心を感じるのか。安心をするから、挫折はもちろん、失敗をしたときに安心が背景にあるからチャレンジしていくんじゃないかみたいな理論があって、そこを今後追究していきたいみたいな、そんな話があったという次第です。以上です。

石田教育長

はい。ありがとうございました。

二つ、私もその件についてトピックを考えて、子ども主体というか、学習の主体としての子ども、運営の主体としての子どもということで、また教育委員の方々にはお世話になるんですけども、中学2年生との意見交流会という形で、今回は割と子どもたちの意見を集約して交流するようなものも、ある程度日程も決まりつつありますので、またぜひ参加していただきたいというふうに考えています。

中2、中3を中心にとということで今、取り組みを進めています。

小学校についても、もし希望があれば、昨年度の桜が丘小学校のように、手が挙げたところについては日程が合えば訪問させていただいて、教育委員と懇談するというような形にしたいと思います。

もう一つの主体が、幼児教育保育のことを今、治部委員が言われたのですが、ずっと取り組んではいって、ちょっとずつ深まりつつあるんですけども、合同施設長会議というのがありまして、民間の色々な幼児教育保育施設と公立と教育委員会とが交流するというのがあるんですけども、実は、校長会議、教頭会議、園長会議の最後に、必ず協議会といって、学び合いの時間を取ってるんですけど、今年度から施設長会議でもそういう協議会をつくって、小グループになってテーマを決めて話し合いをしました。

今回は、熱中症について具体的な事例を基に意見交流をしたわけですけども、後で、いただいた感想の中で非常に勉強になり、やはり、民間だとなかなか小中学校の動きも分からないし、園が園所外のも分からないので、こういう研修会をもっていただくとありがたいという意見が大多数だったので、次回はテーマを決めて、また、そのテーマも、民間の園所の方からも吸い上げる形で、何について話し合いたいですかという形で進めていこうと思っていますので、また機会があったらご出席いただいたらなというふうに思っています。

それでは、佐々木委員、報告をお願いします。

佐々木委員

はい。先月は特に何も、どこかへ行くとかはなかったんですけども、こども基本法関係の授業なり先生方への研修なりをすごくたくさんご依頼を頂いておりまして、それが、近いところで5月22日の緑台小学校の先生方へのお話を皮切りに、7月ぐらまで、ちょっと把握しきれてないんですけど、たくさん学校訪問をさせていただく予定です。

その打ち合わせなども今後、先生方と行っていくような形にしております。

以上です。

石田教育長

はい。ありがとうございました。

今、佐々木委員からも報告ありましたけども、佐々木委員を講師として、今、6校か7校ぐらいですかね小中学校で、教職員を対象とした、子どもの権利とか、こども基本法についての学習会をしたいということで学校の方から依頼があって、非常に良い形で学習していってもらってるなというふうに感じます。

また佐々木委員には色々ご負担をかけるんですけど、できれば講義形式ではなくて演習形式で、教職員の疑問や戸惑いや、そういったものもお互いに吸い上げて、その上で交流できるような形に、また展開していったいただけたらと思います。

私もまた時間あったら参加させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

佐々木委員

はい、お願いします。

石田教育長

倉見委員、何か報告ありますでしょうか。

倉見委員

すいません。特にございません。

石田教育長

はい。倉見委員につきましては、この後、議題になってる、社会教育委員の選任について、色んな方々をご紹介いただいたなということで、本当にありがとうございます。

この後の承認いただく案件においても、良い方が見つかったというふうに報告は聞いていますので、本当にご足労をお掛けしましてありがとうございました。

最後、私のほうですけども、幾つかあります。

実は、年度当初ということで、各教育長会議というのがありまして、印象に残ってるのが、近畿都市教育長協議会がありまして、近畿の都市の教育長が集まる実践発表があったんですけども、色々先行的な取り組みをされてる中で、担当には言ってるんですけど、福知山市が行っている「多様な学びアクションプラン」その発表があって、子どもが色んな学びの場を選択できるように、割ときちっと組まれてやられてて、ちょっと参考にさせていただきたいんですということで、福知山市の教育長とはお話をさせていただいたら、そのお話の中で、福知山市も川西市の取り組みを知っておられて、実は、サポートルーム見学に行きましたということで情報をいただきました。

また担当課に研究するように投げかけていますので、その報告を待ってしていきたいというのが一つです。

それから、長崎市で全国の都市教育長協議会があったので参加させていただきました。

トピックは、自分が聞いた、選考的な取り組みを色々聞かせていただいたり、文科省の講話を聞かせていただいたりして、キーワードの一つはやっぱり、先ほど治部委員も佐々木委員も言われてましたけど、子ども主体っていいですか、そこについて議論になりました。

これは良いのか悪いのか分かりませんが、発表の中に、やっぱり学校を一定落ち着かせるために、無言清掃の取り組みなんかの話がありました。

うちは、それについてあまり肯定的な印象は持っていないんですけども、全国の中でも意見はやっぱり割れました。

学校が非常に落ち着かない状況の中での一定の取り組みは評価するけれども、今、子ども主体を考えると、無言ですることとか、無言で入場することとかいうのは、マナーとしては大事なんだろうけども、どうなのかなという意見が出て割れてるのがありました。

割と活発な意見になったかないうのと、もう一つがやっぱり、持続可能ってというのがキーワードかなと思ってんですけど、子どもが急激に減っているということで、特に九州地方は急激に減っているのが厳しいということでした。

学校統廃合といいますか、新しい学校づくりみたいな感じの切り口で、宇治市なんかは小中一貫校の取り組みをやられていて、ここ2、3年のうちに2つ目の小中一貫校をつくるというふうに発表がありました。

だから、少子化をマイナスで捉えるのではなくて、新しい環境をつくり出すための一つのきっかけとして取り組んでるということで、宇治市とかそういう取り組みをやっぱり見学していく必要があるかなというふうに思いました。

あとは地形的に離島なんかは、オンラインを活用した、対面の授業がやっぱり一番大事なんだろうけども、そこへ通えない場合はオンラインを多用するという、そういう形で積み上げができてるのかなという印象を受けました。

最後ですけど、今年度の訓示の2番目に、やっぱり教職員の取り組みをできるだけスポットを当てて、同僚性を構築しようということの話で、教育委員会中に共有で見られるスペースを作って、学校が、学校単位でなくても教職員、学年集団でもいいし学級でもいいんだけど、選考的に色々意欲的に取り組みしているものについて情報を頂いて、それを共有するスぺ

ースを作ってるんです。

だから、誰もが、例えば何々中学校の何年生でこんな取り組みをしますというのを情報共有できるようにしています。

これは、幼児教育保育もそういう形で今、一緒にしていて、こども未来部も見れるようにしていただいているんですけど、これは教育委員も共有させていただきたいと思いますので、ぜひ、これ面白そうやなというのがあったら、一回教育総務課を通じて言っていただいたらいいかなと思います。

早速もう幾つか、こんな実践してます、何日にこれやるから来てください、みたいな情報が収集できているので、看板を立てなくても、日常にお互い乗り入れて見にいけるような、そんなシステムを作ってますので、また参加できたらというふうに思っています。

長くなりましたが、以上です。

どうぞ、治部委員。

治部委員

今の石田教育長のご発言に2つ質問があって、1点目が同僚性のお話なのですが、それは、実際の空間が市教委の中にあるんですか。

それともバーチャルな空間とか、データを集めた空間っていう意味合いですか。

石田教育長

データを集めた空間ということです。

だから、そういう取り組みをしますよというときに、今まで市指定の「KENSケنز」でいついつしますとか、大きな看板のあったものだけ情報共有できていたんですけど、校内の研修会でなくても、次、何日の3時間目にこんな授業やってもらおうと思ってるんですっていうふうなものを管理職がしっかり把握して、その情報も発信してもらおうというような形の、情報の集積のスペースということです。

治部委員

ありがとうございます。

石田教育長

ぜひ興味を持たれるテーマであれば参加していただきたいし、教育委員会事務局も、指導主事だけでなくて見に行っていたらありがたいかなというふうに思います。

もう1点は、どうですか。

治部委員

もう1点は、全国都市教育長協議会でのお話なんですけど、子ども主体っていうのはどうやって進めていくのかって議論があったかと思うんですけど

れども、学校を落ち着かせるためっていう、させるっていう使役動詞を使うと、やはり大人、もしくは教職員、もしくは学校がある程度ルールを設定して、それに沿ってやっていくみたいな感じで、学校が自治を握ってるようなニュアンスを受けてしまう感じがするんですけど、そこを、もし子ども主体にするんだったら、より子ども自治を持つみたいな方向性になっていくのも一つ選択肢かな、なんて思うんですが、そんな意見ってありましたか。

石田教育長

正直言うと、そっちの意見のほうが多かったです。

だから、私も学校が厳しい環境の中にあったときに、一定ルールを決め、その決めたルールの枠組みの中でやっていかないと、子どもの自治っていうのは、さっきキーワードにもありましたけど、安心できる環境でないと自治の意見が発信できませんので、やはりそのルール決めの段階の地域なのかなと。

まだ学校が落ち着かない状況なので、そういう取り組みを市全体でやられてるというのは、僕は印象的だったんですけど、だから今、治部委員が言われた意見のほうが、教育長の中では僕のような意見のような人が多かったです、圧倒的に。

だから、その意義、生活、生徒指導上、必要に迫られてそれを選択するということはあるだろうし、あつただろうけども、ただ、今はそれから次のステップにいかないといけないんじゃないかなという意見のほうが多かったです。

それをまた、市全体でやることの是非ですね。

だから、学校が判断するのではなくて、市全体でそういうのをやっていきましょうみたいなものが、ほんとに理念として、方向性としてどうなのかっていうのについては活発な意見がありました。

ただ、僕は良かったと思うのは、そこをしてしまうんじゃなくて、そこでちゃんと論議できた会議だったので、それが良かったかなというふうには思ってます。

治部委員

ありがとうございます。

石田教育長

はい。議題のほうに移ります。すいません、お待たせしました。

次に、日程第4、議案第16号「川西市立小中学校および幼稚園等空調設備整備PFI事業に係る事業契約の変更について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 (田中)	それでは、議案第１６号「川西市立小中学校および幼稚園等空調設備整備ＰＦＩ事業に係る事業契約の変更について」ご説明申しあげます。 議案書の３ページをご覧ください。本案は、東谷幼稚園の休園および清和台幼稚園の廃園に伴い、同園を対象から外すことから、川西市立小中学校および幼稚園等空調設備整備ＰＦＩ事業に係る事業契約を変更する必要があるため、市長に申し出するにつき川西市教育委員会事務処理規則第１０条第１号の規定により議決を求めるものでございます。 変更する事項は契約金額となり、変更前の契約金額２９億４，３７２万１，９６８円から、４７０万５，８００円減額し、変更後の額を、２９億３，９０１万６，１６８円にしようとするものでございます。 対象となるのは、川西市立小中学校および幼稚園等空調設備整備ＰＦＩ事業に係る事業契約のうち、令和６年度以降の維持管理費のサービス対価を変更しようとするものでございます。 また、参考といたしまして、次の４ページに変更の内訳等を記載しておりますので、ご参照ください。 説明は以上でございます。 よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。
石田教育長	はい。説明は終わりました。 以前に協議会で詳細な説明はあったと思いますが、２８校園から２６校園に変更したということで、支払額が４７０万５，８００円の減額となったという報告ですが、佐々木委員、倉見委員、何か質問ありますか。 それではお諮りします。 議案第１６号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
石田教育長	異議なしと認めます。 よって、議案第１６号につきましては可決されました。 次に、日程第５、議案第１７号「川西市立学校のあり方審議会への諮問について」であります。 事務局から説明をお願いします。
教育政策課長 (富本)	それでは、議案第１７号「川西市立学校のあり方審議会への諮問について」ご説明申しあげます。

議案書の5ページをご覧ください。

本案は、川西市立学校のあり方審議会への諮問を行うにあたり、川西市教育委員会事務処理規則第10号第5号の規定により議決を求めるものがあります。

提案理由としましては、今年度からスタートしました、川西市教育大綱におきまして、全ての子どもたちに充実した学び、育ちという、学校教育における基本方針のもと、学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備の項目の中で、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するためには、集団で学び合う環境が必要であり、子どもたちの学びにふさわしい学級規模や学校規模を検討することとしております。

また、川西市立学校のあり方審議会規則第2条の所掌事務において、当該審議会の調査、審議項目として、川西市立小学校・中学校および特別支援学校の学級規模、学校規模に関することと定めております。そのようなことから、川西市立学校のあり方審議会への諮問内容を、次のページに記載していますとおり、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するための環境についてとして諮問し、答申をいただこうとするものです。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石田教育長

はい。説明は終わりました。何か質疑、ご意見等はございますか。

倉見委員

よろしいでしょうか。この審議会の委員っていうのがどういう方になったのかっていうのを、ちょっと今、過去の資料を見ているんですけど、見当たらなかったもので、どこかでご提示されていたのなら申し訳ないんですが、その場所を教えていただけないでしょうか。

教育政策課長
(富本)

審議会の委員の方につきましては、今現在、内諾をいただいているという状況でございますが、委員ご紹介をいただきました、兵庫教育大学の川上教授、それから、神戸市の教育委員会の柳田様、それから、武庫川女子大学の准教授、それから保護者の代表2名、それと、川西市立の小学校、中学校の代表校長各1名ずつという形になっておりまして、最終決まりましたら名簿を併せましてお示しさせていただきたいと思うんですけども、今現状、何かどこかで事前に教育委員さまのほうにお示ししているとうものは、今現時点で教育委員さまにお示ししてるような名簿があるという状況ではございません。

以上でございます。

倉見委員	そうしますと、まだ審議会の委員が決まる前に諮問があるって、そういう流れなんですね。
教育政策課長 (富本)	審議会の委員の学識経験者であるとか、保育の専門的な知識を有する者とかっていうのは、前回の教育委員会の中で、審議会の規則ということで定めていただいておりますので、最終決定ということではないですけども、諮問のほうは進めさせていただきたいというふうに考えております。
石田教育長	そのあたり、部長のほうから説明します。
教育推進部長 (中西)	学校のあり方審議会につきましては、5月28日に1回目の会議を予定しておりまして、その1回目の会議で今、内諾を頂いてる委員さんに辞令交付をして、正式に委員になっていただくという手順になります。 その第1回目の会議において、教育委員会から審議会に、こういった事項を調査、言及してほしいということで諮問するにあたりまして、重要な事項ですので、この教育委員会にかけさせていただいているという、そういう手順でございます。
石田教育長	今、倉見教育委員が言われたように、審議会の委員については、少し選考に時間がかかったこともあるんですけども、協議会等で報告させてもらうという形で報告させていただいて、諮問の内容については教育委員会が諮問しますので、これについては議決が要るであろうということで進めさせていただいています。 途中の進行のままで止まっていたので申し訳なかったですけど、最終決定者、事項については、教育政策課長が申した内容を改めて報告させていただくという形で取り扱いさせていただきたいと思います。
倉見委員	はい。承知いたしました。
石田教育長	他に、何かご質問ありますか。 先ほど教育政策課長からも説明がありましたけれども、教育大綱にそういう、これから取り組むべきこととして大綱に示してあるということと、先ほどもお話ししましたが、やっぱり子どもの減少というのが著しいということで、集団教育としての学校教育、どうあるべきかということも含めて話していく必要があるのかなというふうに思っています。 この後の協議会もそうですけども、今、担当課のほうでの検討事項なの

かはこの後共有させていただいて、その中で意見をいただこうかなというふうに思っていますが、諮問している審議会の動きや意見も参考にしていきながら、答申を参考にしていきながらということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。

議案第17号につきましては、これを可決することにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。異議なしと認めます。

よって、議案第17号につきましては可決されました。

次に、日程第6、議案第18号「社会教育委員会の委嘱について」であります。

事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長
(木田)

それでは、議案第18号「社会教育委員会の委嘱について」ご説明させていただきます。

議案書の7ページから8ページをご覧ください。本案は、議案書8ページに記載しております8名を社会教育委員に委嘱するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めようとするものであります。

本案の提案理由といたしましては、令和6年5月31日で社会教育委員の任期が満了となることに伴い、新たに社会教育委員を委嘱する必要があるためでございます。

任期は令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間であります。

今回は、5名の再任の委員、3名の新任の委員を委嘱する形になっております。選出区分といたしましては、学識経験者が4名、社会教育関係者が1名、家庭教育関係者が1名、学校教育関係者が2名となっております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。

石田教育長

はい。説明は終わりました。名簿が出ていますので、その中でもし質問等あればお願いします。

はい、治部委員。

治部委員

生涯学習の中に社会教育と学校教育があるお話をこの前教えてもらったのですけれど、校長先生方がこの中に入られてますが、学校教育の観点、児童、生徒、の観点が、この社会教育委員に入ることで、どんないい作用が起きるんですか。

社会教育に、子どもたちの専門家が入るってことは、どんな意味があるのかなと思って単純な興味関心です。

生涯学習課長
(木田)

ただ今のご質問についてですが、まず、この社会教育委員の任命の基準といたしまして、学校関係者、学校教育および社会教育の関係者という選出区分がございます。その観点から、小学校長会推薦、中学校長会推薦ということで出ていただいているんですけれども、社会教育を色々と論じていく中で、やはり社会教育と学校教育は、生涯学習の中にカテゴリーがあるということなんですけれども、やはり社会教育を論じる中で、生涯学習という観点で、児童・生徒、そのような視点からの目線というものも、非常に意見として重要なものでございますので、そちらの専門家としてご意見を賜っているところでございます。

以上でございます。

石田教育長

学校教育以外のものを社会教育というんですけど、それは合ってるんですけど、だから、逆に言うと、学校教育から見た社会教育みたいな視点がないと、社会教育だけで独立するっていうのは難しい。

特に最近、今、全校園実施しました、コミュニティスクールとかいう考え方も、もともとは社会教育の視点から学校教育を変えていこうということなので、学校教育と社会教育の連携がより今、一層大事になっているだろうという観点もあります。

だから、社会教育主事っていう、社会教育について学ぶ、派遣でそういう資格を取るのはあるんですけども、ここ数年は、教員がそういう社会教育主事の資格を取るように研修者を1名から2名派遣しています。

実は、私も社会教育主事の資格取ってるんですけど、その資格を取るときの講習で、やっぱり他市町を見てたら計画的に教員を社会教育の学習に行かせている市町があって、それに私も非常に影響を受けまして、社会教育だから、行政の人とか公民館の人とかいうんじゃなくて、社会教育だからこそ学校教育の人が学んでいく必要があるだろうと。

だから、これは完全に分離しているんだけど、連携が益々これから大切になっていくということで、教員にそういう社会教育主事の資格を取らせたり、お互いに学んでいこうということです。

だから、逆に言うと、社会教育委員の会にこういう学校教育の関係者が参加することで、学校教育から見た社会教育とか、学校教育とどう連携するのかみたいなところの意見が頂けるかなというところで、もう随分、学校教育の関係者が参加するのは、だいぶ前からこの流れは続いているというふうに思います。

治部委員

分かりました。ありがとうございます。

石田教育長

はい。ありがとうございました。

他、何か質問ありますか。

決裁はしているのですが、次回、社会教育委員の会とか、他の審議会の委員名を書く時に、検討として、性別が本当に要るのかどうかとか、地域とか、個人情報のこともあり、男女共同参画の意味合いから分かりやすく申してるとは思うんですけど、今回は別にいいんですけど、次回から、各それぞれ提案していく時に、性別が要るのかとか、生年月日が要るのかとか、住む地域が要るのかということについては、もう一回整理し直してほしいなというふうに思います。

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第18号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。異議なしと認めます。

よって、議案第18号につきましては可決されました。

次に、議案第19号につきましては、令和7年度使用教科用図書採択に関する案件であり、公開することにより、今後の市政運営に支障を来す恐れがあるため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議の一部を非公開にしたいと考えています。

そのため、傍聴人の入れ替えを考慮し、先に諸報告「令和6年4月待機児童数について」の議事を進める形で進めさせてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から報告をお願いします。

入園所相談課
長（橋川）

それでは、諸報告「令和6年4月待機児童数について」ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、資料をご覧ください。

令和6年度における国の待機児童の基準に従いまして集計した結果、国基準の待機児童数は0人になりました。

以下、昨年度との比較による増減数などを掲載しております。

まず、申込者数では令和5年4月の申込者数が732人で、令和6年4月では754人と、22人増加しており、昨年度と同様に、特に1歳児の申込者数が多かった傾向にありました。

次に、国基準の待機児童数では、令和4年度以降、4月時点での待機児童数は0人を継続しております。

次に、国基準には該当しませんが、特定の園を希望されていたり、企業主導型保育施設に入所しながら待機されているなど、国基準外の入園所保留者数は、昨年度138人に対し、令和6年度は109人と、29人減少しております。

下の入園所保留者の年齢別内訳の表をご覧くださいますと分かりますとおり、昨年度多かった1歳児の入園所保留者は減少し、2歳児の入園所保留者が最も多くなっております。

次に、入園所保留者の居住地域内訳で見ますと、川西南中学校区、川西中学校区で多く、中でも1歳児、2歳児の割合が多くなっております。

現状におきましては、認可保育施設と、認可外保育施設も含めまして、依然として1歳児と2歳児の入園所保留者に対し、調整可能な定員数が不足している状況であります。令和7年度に開設される民間保育所と民間認定こども園の施設整備によりまして、一定の減少が図れるのではないかと見込んでいます。

報告は以上です。

石田教育長

はい。説明は終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。

協議会の中で一度説明された内容ですけれども、先ほど担当課長からありましたように、令和7年度に開設される民間保育所、こども園の施設整備により解消を図っていきたいということの取り組みになります。

何かございますか。いいですか。

はい、どうぞ。坂本委員。

坂本委員

坂本です。前の協議会でも言ったんですけど、やっぱり兄妹で別のところに何とか入ってるから、多分、この国基準とこの0人になってる家庭が、私の知る限りで2組知ってるんですけど、0人で良かったねではなくて、通わせてあげれる苦労ってほんと大変で、朝2人、全然違うところに連れ

ていくって大変だと思うので、また、少しでも働きやすかったり、子どもさんが過ごしやすいような環境をつくってほしいなと思います。

以上です。

石田教育長 はい。ありがとうございます。担当課のほうの受け止めとしても、国基準が0人になったからというわけではありませんので、やっぱり、そういうようなきちきちの状態であることはどうなのかということもありますので、引き続き整備等を、こども未来部と協力しながらやっていきたいなというふうに考えているところです。

治部委員、どうぞ。

治部委員 今回の坂本委員のご発言を受けての質問ですけれど、数字では国基準では0人になっていても、実際そんなにハッピーではない方が多くいらっしゃる可能性とは、例えば、他にどんなものが考えられるんですか。

実際は使いづらさを感じる要因って、他、どんなものがあるのかなをご存知であれば有いただけると嬉しく思います。

坂本委員 私の聞く限りなんですけど、やっぱり、自宅から職場までの間にないところをご案内されてることが多かったりとか、例えば、私は加茂地区なんですけど、加茂に住んでる方が、緑台じゃなくて清和台の方の幼稚園やこども園をご紹介されても、宝塚市の方のお仕事だったら、ほんとに通うだけでも大変だったりってということで、結局、企業主導型のほうに入られてる方とか、あとは、全然方向の違うところに行かれてるとか、やっぱり、数が埋まればいいってところではないなっていうのを、実際、子どもさんを預けておられる方の声を聞くと感じる人が多いです。

石田教育長 担当課から国基準外のところでもう少し補足説明をしていただけますか。

入園所相談課長（橋川） 確かに、委員のからもご指摘をいただいておりますとおり、兄妹が別々の園になってしまったりとか、そういうご家庭がいらっしゃるというふうには把握しております。

そういったご家庭につきましては、転園という形で希望申請を受け付けることとしておりまして、4月の段階では、そういう転園の方を最優先して調整するという形で工夫しながら、極力希望に合うような形で仕組みをつくっていきたいなと考えているところと、あと、一次選考で枠が埋まってしまうと、なかなか二次では枠が狭まってしまうので、そうな

りますと、やはり順位の高い希望園にはなかなか入りにくいとか、そういう状況もあります。

ここにつきましては、今後の整備も見守りながら、現状高まってる保育ニーズの兼ね合いも見ながら、今後の整備に向けて、こども未来部と調整を図っていくということでは考えております。

以上でございます。

石田教育長

はい。よろしいでしょうか。そしたら、報告は以上です。

それでは次に、日程第 8、議案第 19 号「令和 7 年度使用教科用図書採択に関する方針および組織について」の内容に移ります。

「令和 7 年度使用教科用図書採択に関する方針および組織について」に関する案件は、会議を公開することにより、今後の市政運営に支障を来す恐れがあるため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 14 条第 7 項に基づき、会議の一部を非公開にしたいと思います。

具体的には「教科用図書採択に関する方針」に関しては公開することとし、「教科用図書採択に関する組織」については非公開にしたいと思います。ですが、ご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。

よって、教科用図書採択に関する組織の内容については、会議を非公開とします。

それでは、教科用図書採択に関する方針について、事務局から説明をお願いします。

教育保育課長
(三石)

それでは、議案第 19 号「令和 7 年度使用教科用図書採択に関する方針および組織について」ご説明申しあげます。

議案書の 9 ページをご覧ください。

本件については、川西市教育委員会事務処理規則第 10 条第 1 号の規定により、教科用図書の採択の方針および組織について、教育委員会の議決を求めるものでございます。教科用図書の採択に関しましては、本年度は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条の規定により、小学校教科用図書および中学校教科用図書の採択ならびに文部科学省著作教科書、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択を行います。

次の10ページをご覧ください。

まず、令和7年度使用教科用図書の採択の方針についてご説明いたします。

採択の基本方針といたしまして、文部科学省および兵庫県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、公正確保の徹底し、適正な手続きを行う。兵庫県教育委員会発行の調査研究資料を参考に、当地区教育的、文化的諸条件および義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択するといたします。

次に、採択についてご説明いたします。

小学校では、令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択します。

中学校では、全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができ、その際、中学校用教科書目録令和7年度仕様に登載されているもののうちから採択します。

特別支援学校および特別支援学級については、文部科学省検定済み教科書、下学年用を含む、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童・生徒の実態に応じて学校教育法附則第9条第1項の規定による、一般図書特別支援学校・学級用を採択します。

文部科学省著作教科書については、小学部では、令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択します。

中学部では、全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができ、その際、中学校用教科書目録令和7年度仕様に登載されているもののうちから採択します。

一般図書については、毎年度異なる図書を採択することができますが、その際、文部科学省著作発行の令和6年度用一般図書契約予定一覧および兵庫県教育委員会発行の、学校教育法附則第9条第1項の規定による、教科用図書調査研究資料を参考に採択します。

学習者用デジタル教科書の考慮については、教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査検討の対象は紙の教科書であることが基本となることとなっております。

令和6年度以降、英語のデジタル教科書が、紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができることとなっております。

説明は以上です。

まず、教科用図書採択に関する方針について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長	はい。説明は終わりました。 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。坂本委員。
坂本委員	坂本です。デジタル教科書が今回から考慮の一事項になるということで、それが英語だけっていうのは、社会とか理科とか数学とかも、デジタル教科書が付いてくるけれどもっていうことですか。
教育保育課長 (三石)	英語の学習者用デジタル教科書につきましては、国から無償提供という、一つになっておりまして、その他の教科につきましてはまだ有償ということで、今年は小学校、来年度中学校からってことになっておりますので、一事項となってるって聞いております。
坂本委員	他の教科に関しては有償になるから、紙の教科書だけを選考していくということではよかったですね。
教育保育課長 (三石)	はいそうです。
坂本委員	分かりました。ありがとうございます。
石田教育長	基本的には、先ほど説明がありましたけども、紙の教科書を対象とする、検証ということなんで、有償、無償は別にして、有償のものは市としての予算編成をしなければなりませんので、まず、国としては中学校英語のデジタル教科書は一律配布しますということです。 だから、選定の方法としては、デジタル教科書が一事項だから参考にしてはということですよ。
教育保育課長 (三石)	おっしゃるとおり、参考項目、採択に関する調査項目の一部として取り扱うことができます。
石田教育長	調査項目の一つとしてデジタルがあるということですね。 ただ、このデジタル教科書の扱いについては、文科省もまだ試行錯誤してるような部分がありまして、デジタルになると非常に情報量も多くなって、どこまでを逆に言うと調査するんだというようなところもあって非常に難しい形ですけど、基本的には紙の教科書を選ぶときの一つの項目と、

一事項としてデジタル教科書を見るということですので、そういう点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に質問よろしいですか。

それでは、「教科用図書採択に関する組織」についての内容に移りますので、先ほど説明させていただきましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、ここから会議を非公開といたします。

傍聴人の方は申し訳ございませんが、ご退室していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

【傍聴人退席】

石田教育長 ここで佐々木委員がウェブから退出されましたが、このまま進めていきたいと思ひます。

【佐々木委員退席】

※ 日程第8、議案第19号「令和7年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」につきましては、今後の市政運営に支障をきたす恐れがある内容が含まれるため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議の一部（教科用図書採択に関する組織についての内容）を非公開とすることに決定しました。

したがいまして、以降の記録は、要旨のみの記載といたします。

（要旨）

○ 議案第19号「令和7年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」質疑・意見交換を行いました。

石田教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次回の定例教育委員会は6月21日金曜日、午後2時から、市役所4階庁議室において開会の予定です。

これをもちまして、令和6年第10回川西市教育委員会（定例会）を、閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後 3 時 0 3 分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和 6 年 6 月 2 1 日

署名委員 坂本 かおり

治部 陽介